

地方創生テレワーク交付金制度要綱

令和3年2月9日
府地創第34号

第1 通則

地方創生テレワーク交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

第2 目的

交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を実施できるよう、地方公共団体が作成した地方創生テレワーク推進実施計画（以下「実施計画」という。）の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方創生に資するテレワーク（以下「地方創生テレワーク」という。）を推進することで地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

第3 定義

1 地方創生テレワーク交付金

実施計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生テレワーク推進交付金（以下「交付金」という。）をいう。

2 交付対象者

交付金の交付対象者は、都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合（以下「地方公共団体」という。）とする。

第4 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、サテライトオフィス、シェアオフィス及びコワーキングスペース等の施設整備並びに民間の当該施設の開設及び運営への支援等並びに地方創生テレワークにより地方への新たなひとの流れを創出する事業とする。

第5 実施計画

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別に定めるところにより実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

第6 交付金の交付事務

交付金の交付事務は、内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

第7 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和3年2月9日府地創第34号）

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。